

2007年8月6日

褥瘡ハイリスク患者ケア加算の専従者の規定について

平成19年6月1日付で、厚生労働省保険局医療課より事務連絡文書にて、「疑義解釈資料の送付について（その8）」が関係者宛に送付されております。その中で、褥瘡ハイリスク患者ケア加算請求時の褥瘡管理者の業務について記載があります。下記抜粋部分をご参考下さい。

2007年7月には、認定看護師の新規登録者が誕生し、皮膚・排泄ケア認定看護師は570人に増え、現在、全47都道府県に少なくとも1名以上が勤務しています。

さらに多くの医療施設での「褥瘡ハイリスク患者ケア」加算届出やオストミー・失禁ケアの提供など、専門性の高い看護ケアの充実が推進されますよう期待しております。

（問7）褥瘡ハイリスク患者ケア加算で規定される専従の褥瘡管理者は、褥瘡管理以外に、オストミー患者等のケアを行っても良いか。

（答）

褥瘡管理者の特性にかんがみて、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定すべき患者の管理等に影響のない範囲において、オストミー・失禁のケアを行う場合には専従とみなすことができる。

http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/dl/tp0314_1c08.pdf

【資料作成・問合せ先：日本看護協会 認定部】